

# 国民健康保険高額療養費の郵送申請について

日頃より、国民健康保険高額療養費制度に関しまして、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成28年1月1日より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されました。

これにより、「国民健康保険高額療養費」の申請には、世帯主及び診療を受けた方の個人番号のご記入と番号確認書類のご提出が必要となります。

つきましては、以下の確認書類をご用意いただき、申請書とともに返信用封筒にて郵送してください。大変お手数をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。

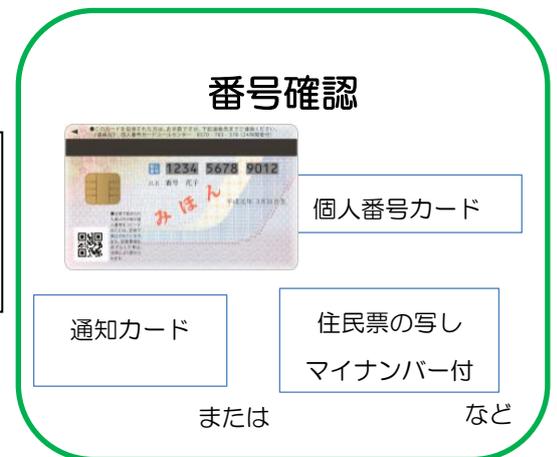
## ☆以下の書類のコピーをご提出ください。

### ①番号確認書類（以下より1点）

- 個人番号カード（個人番号が記載された写真つきのもの）
- 通知カード
- 個人番号が表示された住民票の写し、住民票記載事項証明書

番号確認・記入は2回目以降の申請には必要ありません。

なお、窓口で直接申請される場合は上記確認書類の原本が必要です。



## ○参考資料

### マイナンバー（個人番号）とは？

国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための仕組みです。

マイナンバー（個人番号）は、通知カードに書かれた12桁の番号です。高額療養費の申請書には、診療を受けた方全員の個人番号を記載してください。

（通知カードイメージ）



大田区国保年金課 国保給付係  
高額療養費担当  
Tel : 03-5744-1211